目

次

示

第三百二十二号

日

十月六日 木

**令和四年** 

曜

東桂メディカルクリニック 都留市十日市場九百五十八番地

認定期限 令和七年九月十三

日

#### 山梨県告示第二百二十九号

り、 救急病院等を定める省令 次の病院を救急病院として認定した。 (昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一 項の規定によ

令和四年十月六日

山梨県知事

長

崎

幸

太

郎

救急病院の名称及び所在地

五三六

五三五 五三五五

名称 ョン病院 ツル虎ノ門外科・リハビリテーシ 所在地 都留市四日市場百八十八番地

認定期限 令和七年九月二十 Ė

山梨県告示第二百三十号

道路法

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務

(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、

次のとおり道

所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和四年十月二十七日まで一般の

五四二

·五三九 ·五三九 ·五三八

#### 人事委員会

○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………  ○随意契約の相手方の決定について(六件)………………………………五三六

○山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の一部を改正する規則及び山梨県学校職員の :: 五四三

#### 公安委員会

○□頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取 :::五四三

#### 告 示

### 山梨県告示第二百二十八号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号) 第一条第一項の規定によ

次の診療所を救急診療所として認定した。

り、

令和四年十月六日

名称 救急診療所の名称及び所在地

Щ

梨 県

公

報

第三百二十二号

令和四年十月六日

山梨県知事

長 崎 幸 太 郎

所在地

道路の種類

山梨県知事

長

崎

幸

太

郎

縦覧に供する。

令和四年十月六日

路線名 一軒茶屋荊沢線

三 道路の区域

南アルプス市古	区間
南アルプス市古市場字宮東一五〇番一地先	
旧	の 旧別 新
九 :	敷地の幅員
四 一 •	(メートル)

五三五

Щ

$\overline{H}$
=
1
$\overline{/}$

	まで	南アルプス	から
		市古市場字宮東一	から
		八一番一地先	
	新		
	九:二~		
Ξ			_ <u>=</u>
	四 · ○		

#### 山梨県告示第二百三十一号

縦覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務 所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和四年十月二十七日まで一般の 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道

令和四年十月六日

山梨県知事 長 崎 幸 太

郎

#### 公 告

### 随意契約の相手方の決定について

九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携 ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千 るものである。 に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係 次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二千十二年三月三十日

令和四年十月六日

山梨県知事 長 崎 幸 太

郎

随意契約に係る物品等の名称、予定数量及び契約金額

七万四千三百九十七円		配送用倉庫
一万五千三百十一円(一個当たり)	四千五百個	生活支援物資
契約金額	予定数量	名称

契約に関する事務を担当する所属

名 称 山梨県感染症対策センター新型コロナウイルス対策グループ

所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

随意契約の相手方を決定した日 令和四年七月二十九日

随意契約の相手方

名称 株式会社クスリのサンロード

住所 山梨県甲府市後屋町四五二番地

契約の相手方を決定した手続 随意契約

項第五号に該当)。 かったため(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の二第一 随意契約によることとした理由 緊急の必要により競争入札に付することができな

### 随意契約の相手方の決定について

九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携 ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千 るものである。 に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係 次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二千十二年三月三十日

令和四年十月六日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

随意契約に係る物品等の名称、予定数量及び契約金額

生活支援物質	平定数量	一 万 五 契約金額
生活支援物資	四千五百個	一万五千三百十一
配送用倉庫		七万四千三百九十七円

Щ 梨 県公 報 第三百二十二号 令和四年十月六日

二 契約に関する事務を担当する所属

- 名称 山梨県感染症対策センター新型コロナウイルス対策グループ
- 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

随意契約の相手方を決定した日 令和四年八月一日

随意契約の相手方

名称 株式会社クスリのサンロード

 $(\underline{\phantom{a}})$ 住所 山梨県甲府市後屋町四五二番地

契約の相手方を決定した手続 随意契約

項第五号に該当)。 かったため(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の二第一 随意契約によることとした理由 緊急の必要により競争入札に付することができな

### 随意契約の相手方の決定について

九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携 ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千 るものである。 に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係 次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二千十二年三月三十日

令和四年十月六日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

随意契約に係る物品等の名称、予定数量及び契約金額

名称	予定数量	契約金額
生活支援物資	四千五百個	一万五千三百十一円(一個当たり)
配送用倉庫		七万四千三百九十七円

# 二 契約に関する事務を担当する所属

名称 山梨県感染症対策センター新型コロナウイルス対策グループ

所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

令和四年八月四日

随意契約の相手方

随意契約の相手方を決定した日

(--)株式会社クスリのサンロード

契約の相手方を決定した手続 住所 山梨県甲府市後屋町四五二番地 随意契約

項第五号に該当)。 かったため(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の二第一 随意契約によることとした理由 緊急の必要により競争入札に付することができな

随意契約の相手方の決定について

ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千 るものである。 に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係 九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、 次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二千十二年三月三十日 経済上の連携

令和四年十月六日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

随意契約に係る物品等の名称、 予定数量及び契約金額

名称	予定数量	契約金額
生活支援物資	四十五百個	一万五千三百十一円(一個当たり)
配送用倉庫		七万四千三百九十七円

# 二 契約に関する事務を担当する所属

名称 山梨県感染症対策センター新型コロナウイルス対策グループ

所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

随意契約の相手方を決定した日 令和四年八月八日

随意契約の相手方

株式会社クスリのサンロード

契約の相手方を決定した手続 住所 山梨県甲府市後屋町四五二番地 随意契約

項第五号に該当)。 かったため(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の二第一 随意契約によることとした理由 緊急の必要により競争入札に付することができな

Ш

## 随意契約の相手方の決定について

るものである。 九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携 ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千 に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係 次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二千十二年三月三十日

令和四年十月六日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

随意契約に係る物品等の名称、予定数量及び契約金額

名称	予定数量	契約金額
生活支援物資	四千五百個	一万五千三百十一円
配送用倉庫		七万四千三百九十七円

# 二 契約に関する事務を担当する所属

- 名称 山梨県感染症対策センター新型コロナウイルス対策グループ
- 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 随意契約の相手方を決定した日 令和四年八月十日

#### 随意契約の相手方

- 名称 株式会社クスリのサンロード
- 山梨県甲府市後屋町四五二番地
- 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 六 随意契約によることとした理由 かったため(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の二第一 項第五号に該当)。 緊急の必要により競争入札に付することができな

### 随意契約の相手方の決定について

ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千 九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携 に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係 次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二千十二年三月三十日

るものである。

令和四年十月六日

山梨県知事 長 崎 幸 太

郎

随意契約に係る物品等の名称、予定数量及び契約金額

名称	予定数量	契約金額
生活支援物資	四千五百個	一万五千三百十一円(一個当たり)
配送用倉庫		七万四千三百九十七円

# 二 契約に関する事務を担当する所属

- 名称 山梨県感染症対策センター新型コロナウイルス対策グループ
- 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 随意契約の相手方を決定した日 令和四年八月十二日

#### 随意契約の相手方

- 名称 株式会社クスリのサンロード
- 住所 山梨県甲府市後屋町四五二番地
- 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 随意契約によることとした理由

項第五号に該当)。 かったため(地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の二第一 緊急の必要により競争入札に付することができな

# 令和四年度山梨県准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法 (昭和二十三年法律第二百三号)第十八条の規定により、 令和

四年度山梨県准看護師試験を次のとおり実施する。

令和四年十月六日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 試験日時 令和五年二月十四日 (火) 午後一時三十分から午後四時まで
- 二 試験場所 らすし 甲府市東光寺三丁目十三番二十五号 山梨県地場産業センター 「かいて

#### 試験方法 筆記試験

試験科目 保健師助産師看護師法施行規則 (昭和二十六年厚生省令第三十四号)第

二十三条に規定する科目

1)。 五 受験資格 保健師助産師看護師法第二十二条各号のいずれかに該当する者であるこ

六 提出書類

1 受験願書

2 履歴書

3 受験資格を有することを証明する書類

は、提出する必要はない。) 5 戸籍抄本(受験資格を有することを証明する書類の氏名が現在の氏名と同じ場合

なかった場合でも還付しない。)を貼り付け、消印はしないこと。なお、受験手数料は、出願を取り消し、又は受験し、受験手数料 六千九百円(受験願書に六千九百円に相当する額面の山梨県収入証紙

八 受験願書の配布期間及び配布場所

1 配布期間 令和四年十月三十一日(月)から十一月十一日(金)までに到達するよ当宛てに、令和四年十月三十一日(月)から十一月十一日(金)までに到達するよけた宛先明記の返信用封筒(角形二号)を同封し、山梨県福祉保健部医務課看護担は、封筒の表に「准看護師試験願書請求」と朱書して、百四十円分の切手を貼り付は、封筒の表に「准看護師試験願書請求」と朱書して、百四十円分の切手を貼り付けた宛先明記の後間の表に「准看護師試験願書請求」と朱書して、百四十円分の切手を貼り付けた宛と明記の任意を表している。

九 受験願書の提出先、提出方法及び受付期間 2 配布場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県福祉保健部医務課看護担当

1 提出先 八2に掲げる場所

2 提出方法 持参し、又は簡易書留により郵送すること。

は、同月五日(月)又は同月六日(火)の消印のあるものを有効とする。正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、簡易書留により郵送する場合3 受付期間 令和四年十二月五日(月)及び同月六日(火)の各日の午前九時から

十 その他 詳細については、山梨県福祉保健部医務課看護担当(電話〇五五 - 二二三

- 一四八四)に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により昭和町● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

供する。 供する。 の決定により、次のとおり公告し、及び縦覧にから聴取した意見について、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に

令和四年十月六日

山梨県知事 長 - É

太

郎

和町西条新田字村北二百四十九番外 大規模小売店舗の名称及び所在地 クスリのアオキ西条新田店 山梨県中巨摩郡昭

一 届出の内容 新設

届出の公告日 令和四年五月二十三日

意見の概要 駐車場法の遵守

Ŧi.

センター縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

六 縦覧期間 この公告の日から令和四年十一月七日まで

土地改良区役員の退任及び就任

川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、

令和四年十月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一退任

司	四十二番地甲州市塩山三日市場三千三百	土屋菊雄	理事
同	百三十番地笛吹市石和町四日市場二千二	山下政樹	同
同	番地甲州市塩山下塩後六百二十七	鈴木幹夫	長 副 理
令和四年九月九日		高木晴雄	理事長
退任年月日	住所	氏名	役 職 名

Щ

梨県公

報

	同	ľ	司	司	审	同	同	同	同	审	同	同	同
	弦間義幸	J J 1	藤原呆	丸山幹夫	曽根勉	金子正美	深澤信明	山中茂朝	梶原克昌	内田誠	三澤昇	佐藤貴洋	瀧川富男
+	笛吹市御坂町上黒駒千四百八		笛吹市石和町中川八百三十九	地笛吹市春日居町別田二十二番	地笛吹市春日居町徳条三十八番	地	十番地	山梨市南千三百四十九番地	山梨市山根千二百三十九番地	地甲州市勝沼町菱山二千二百番	番地一甲州市勝沼町綿塚九百三十七	七番地一	番地一甲州市塩山下栗生野百四十一
	同	Ī	司		同	同	同	同	同	同	同	同	同
一同		同	同	同	同	同	声	ı	同	司	闰	闰	同
工間政雄		鮫田光一	池谷陸雄	宮川孝	飯田元康	中村巧		[;	中澤元則	前島敏彦	田 中 始	中村正彦	平塚和也
中央市木原八百番地	地	甲府市右左口町三千九百九番	甲府市中畑町七百一番地	番地一番地一番四百七十四	四番地四番地工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工	番地留吹市八代町竹居千九百十九	地一 地一	<b>番地</b>	笛吹市一宮町中尾三百四十八	四番地笛吹市一宮町東新居千四百十	地館吹市一宮町田中二百三十番	十一番地	三番地笛吹市御坂町下野原七百八十
同		同	同	同	· 同	同		_	同	同	同	同	· 同

山梨県公報

第三百二十二号 令和四年十月六日

Щ 長 副理事 役職名 理事長 監事 同 同 同 同 同 同 同 同 就任 梨 県公 高木晴雄 氏名 平塚義 荻原修 遠藤浩 望月智 長田明 Ш 鈴木幹夫 海野利比古 樋口雄一 水上和夫 下政樹 報 第三百二十二号 **笛吹市石和町市部四百七十七** 番地 甲州市塩山下塩後六百二十七 山梨市小原西六百二十七番地 住所 番地三第三米山ハイツ一○一 甲州市勝沼町勝沼三千二百四 西八代郡市川三郷町市川大門 甲府市高畑二丁目七番六号 西八代郡市川三郷町大塚三千 中央市大鳥居三千五百四番地 笛吹市石和町四日市場二千二 十六番地内二 山梨市市川七百六十六番地 千二百七十四番地 中央市西花輪千三百十一番地 七百八十六番地 令和四年十月六日 | 令和四年九月十日 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 就任年月日 理事 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 後藤佳 三枝正 内田誠 曽根勉 古屋栄 丸山幹夫 梶原克昌 土屋菊雄 久保田英雄 久保川裕之 小川眞澄 曽根修平 六番地 二番地 山梨市江曽原二百四番地 番地 番地二 山梨市牧丘町窪平千二百九十 甲州市勝沼町菱山二千二百番 甲州市勝沼町山九百七十六番 笛吹市石和町四日市場六百二 笛吹市春日居町徳条三十八番 地 笛吹市春日居町別田二十二番 山梨市牧丘町倉科七千百七十 山梨市山根千二百三十九番地 地 地 甲州市勝沼町藤井九百九十八 甲州市塩山上粟生野千五十九 四十二番地 甲州市塩山三日市場三千三百 地 百三十番地 司 同 同 同 同 司 同 同 同 同 同 同 五.四

山梨県公報
第三百二十二号
令和四年十月六日

同	⊟	E I		l=1	lei .	E		E			同	
[F]	闰	同	同	同	同	同	同	同	同	同	lti	
鮫田光一	池谷陸雄	田中英広	飯田元康	中村巧	久保貴宣	中澤元則	前島敏彦	田中始	平塚和也	中村正彦	弦間義幸	
甲府市右左口町三千九百九番	甲府市中畑町七百一番地	番地笛吹市境川町藤垈五百五十六	四番地留吹市境川町小黒坂五百九十	番地笛吹市八代町竹居千九百十九	笛吹市八代町北九百十八番地	番地一笛町中尾三百四十八	四番地留町東新居千四百十	地 笛吹市一宮町田中二百三十番	三番地笛吹市御坂町下野原七百八十	十一番地	十三番地笛吹市御坂町上黒駒千四百八	十五番地
同	回	同	同	司	同	同	同	同	同	同	同	

同	監事	同	同	同	同	同	同	同	
保坂利定	平塚義	山田英樹	遠藤浩	望月智	樋口雄一	乙黒正仁	河野照雄	江間 政雄	
地一笛吹市一宮町本都塚百十三番	十六番地内二甲州市勝沼町勝沼三千二百四	甲斐市志田百二十九番地	千二百七十四番地西八代郡市川三郷町市川大門	中央市西花輪千三百十一番地	甲府市高畑二丁目七番六号	二百七十七番地一西八代郡市川三郷町大塚四千	番地中央市大鳥居三千二百九十四	中央市木原八百番地	地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	

# 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により国土地理院の) 基本測量の実施

公示する。 長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により

令和四年十月六日

一 測量の種類 基本測量 (GNSS測量)

山梨県知事

長

崎

幸太郎

市及び甲州市 測量の地域 甲 一府市、 Щ 梨市、 大月市、 韮崎市、 北杜市、 甲斐市、 笛吹市、 上野

測量の期間 令和四 年十月十七日から令和五年二 一月二十八日まで

#### 、事委員会

### 山梨県人事委員会規則第十九号

に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 山梨県職員の勤務時間、 休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等

令和四年十月六日

山梨県人事委員会

員 長 信 田 恵 三

間等に関する規則の一部を改正する規則 山梨県職員の勤務時間、 休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時

(山梨県職員の勤務時間、 休日及び休暇に関する規則の一 部改正)

第一条 委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則 (昭和二十八年山梨県人事

第十条第二項中「前項第二号の」を「前項各号に定める」 に改める

(山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正)

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則 (昭和四十四年山梨県人事委員会規

第九条第二 一項中 「前項第二号の」を「前項各号に定める」に改める。 則第四号)の一部を次のように改正する。

附 則

(施行期日)

この規則 は、 公布の 日から施行する

(経過措置)

1

2 この規則の施行に関し必要な経過措置は、 人事委員会が定める。

#### 公安委員会

### 山梨県警察本部長告示第三十五号

称等の一部を改正する告示を次のように定める。 口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名

令和四年十月六日

公 報 第 三百 士 号 令和四年十月六日

Щ

梨

県

梨県警察本部長 伊 藤

隆

行

の名称等の一部を改正する告示 口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個 人情報取扱事務

称等 口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務 (平成十八年山梨県警察本部長告示第十一号) の一部を次のように改正する。 の名

本則の表警察官採用選考の項中

る者に限る。)

総合得点及び順位(第一次総合得点及び順位(第一次 間から一 日から一

を

月の

一し通終い合。か発合 月た知選て格たら送否 間日を考は者だ一し通 。か発結、にし月た知 ら送果最つ、間日を

に改め、 同表職員採用選考の項中

職